

## 総合的な学習の時間

現行の学習指導要領において、改訂の柱の一つとして新たに導入されたのが「総学」でした。しかし、学校5日制実施に伴う総授業時数減や新教科「情報」の設置と相まって一般教科の授業時数を圧迫するものの一つとして、教育現場では「お荷物的な存在」となっている感は否めませんでした。よって、今回の指導要領改訂前には、いわゆる「学力向上」が強調される中で消滅も噂されていました。

ところが、今回の改訂では総則の一部(款)から独立した章に格上げされ、形式的には強化されたように見えます。以下、その特徴と問題点を指摘しつつ、改訂後の私たちのとりくみについての問題提起をします。

### 1. 特徴と問題点

今回の改訂が改悪教基法の下で「新自由主義」「新国家主義」的教育政策の現れであることは「総学」がその目標の項で「自己の在り方生き方を考える…」としている点でも明らかです。消滅が噂された「総学」が形式的には格上げされた理由は正にこの点にあると言えるでしょう。

大きくはこの点をおさえつつ「解説」が述べる内容を見ていきます。

改訂では、「学力向上」の至上命題から各教科との関連が強調されています。その内容は「教科で個別具体的な知識を習得させ、総学ではそれを関連づけて総合的に働かせる」というものですが、そもそも各教科の学習、知識・技能の習得も狭い「個別具体的」なものではなく、総合的なものを含みこんではじめて成り立つものであるという当然の認識がここでは欠如しています。

第二に、目標において「探求的な学習」とか「自ら…」「主体的に判断し…」など子どもの主体的な学習活動を目指しているように見えます。また、指導計画の作成に当たっての配慮の中でも、「学校、生徒の実態に応じて…」「学校の特色、生徒の特性等に応じて…」として、実情に応じた学習活動を組織するとしています。しかし、解説での学習活動の内容・態様についての記述は、理想的なロボットが着実にプログラムを体得していくようなものとして描かれており、とても個々の子どもや子ども集団の実態から出発しているとは思えません。

第三に、例示された学習活動が良いものであったとしても、それを組織するためには、人的・物質的な保障が必要ですが、その財政的な裏付けが全く見えません。また、教職員の労働の実態も全く見えてきません。

「総学」の時間を持ち時間数に算定することもままならず、非常勤講師の配当も削減される一方という現状で、解説7章、10章2節などにいう「全体計画・指導計画」を策定し、「実社会との接点を生み出し、教科・特別活動との関連をはかり、外部の教育資源の活用と社会参画を意識した教育活動を見通しを持ってかつ弾力的で柔軟性を持った運用をする」教職員組織をどのように作れというのでしょうか。例示された一つの事項でさえそれを教職員の共通理解を図りながら行っていくのにどれだけ膨大な時間と労力を必要とするか、理解しているのでしょうか。ただでさえ、貧困と格差にあえぐ子どもたちと向き合い、「教育改革」による多忙化の中で日々奮闘している教職員に、「総学」のための全教職員の関わる組織をつくり、多くの会議、外部との折衝を重ね、柔軟に集団および個に応じた指導を丁寧に行っていく余裕があるでしょうか。

また、物的な面では、解説10章2・4節などに、施設・設備、予算的な支援、環境整備を謳いますが、実際には「総学」実施にかかる特別な予算などは皆無であり、一般の備品・消耗品ともに総予算額が抑制されている中でどのように学習環境を整備するのでしょうか。

「総学」に限ったことではありませんが、教職員の大幅増員をはじめとする教育条件整備が不可欠の条件となります。

総則の履修条項や授業時数の項においては、現行の授業時数の例示でなく単位として規定されたことを見ると、内容と同様に位置づけが強化されていると言えます。しかし、特に必要な場合は減単を認めること、「総学」による特別活動の学校行事の代替容認など、「総学」等の時間的な縮小は改訂の「学力向上」重視の現れと言えるでしょう。

## 2. 「総学」の計画作成にあたっての提言

### (1) 位置づけの強化に伴って、人的物的な教育条件整備を積極的に要求しよう

「全体計画」「指導計画」に指導体制を示すことになっていることから、これに加配を前提とした多様な授業展開（少人数展開・TT等）を掲げましょう。そしてそれを「所用教員調べ」に反映させるよう各校で校長に要求しましょう。これまでは「総学」は総時間数を記入するに止まっていますが、担当する教員の教科があらかじめ決まっていたら、教科持ち時数に入れて記入するよう校長に求めましょう。

また、解説の「校長のリーダーシップ」の項（10章2節）で、「学習に必要な施設・設備予算面については教育委員会等からの支援が欠かせない」と記しています。これも予算措置を前提した「全体計画」等を掲げて、校長を通じて県教委に要求しましょう。

### (2) 単位数減を行うかどうか検討しよう

改訂では、特に必要がある場合は2単位に減ずることができる旨が明記されました。位置づけは強化されても、文科省、県教委とも加配など財政的な裏付けを具体化していません。とすれば、減単も現実的な選択肢でしょう。ただし、「『総学』を標準単位で実施したときと同様の目標が達成できると見込まれる場合に限り認められる」としています。

先の「特徴と問題点」でも触れましたが、各教科の教育内容が単に当該教科目の知識・技能の習得に止まるわけではなく、本来横断的・総合的であり、教師は学習指導によって探求的な側面を持たせようと努力しています。「総学」以外の教科目で「総学」の目標の一部を達成することは十分に可能です。このような場合に、「総学」は減単が可能となります。

ただし、「全体計画」「指導計画」に丁寧に記述すること、また、「総学」の目標の一部を請け負う教科目の「指導計画」およびその実施状況への記述も必要となります。これを怠って、あらぬ「未履修」の指摘を受けないよう留意しましょう。

### (3) 問題点乗り越えて、各学校の生徒の実態に応じた積極的な教育実践を追求しよう

#### - 改訂で新たに加わった「協同」「社会とのかかわり」等の文言に着目したい。

私たちは学習指導要領改悪の中でも子どもの実態に即した民主的な教育実践を模索してきました。「総学」も例外ではありません。今回も教育条件整備なしの絵空事の押しつけという側面はありますが、「協同」と「社会とのかかわり」を正面から掲げる教育活動は積極的にとらえてよいのではないのでしょうか。私たちの積極的なとりくみがなければ、改訂の問題点として冒頭に指摘したように、改悪教基法の下での「新自由主義」「新国家主義」的教育政策の現れとしての「道徳教育」が「総学」にかぶせられることが危惧されます。

高等教育機関への進学を目指す生徒が多く、個々の生徒の受験学力が中心に求められるような学校においては、「社会とのかかわり」から見えてくる真の学力や一過的な個の学びだけでない「協同」による学びを追求することは、大いに意味があるでしょう。また、専門学科も含めて最後の普通教育を受ける子どもたちが多い学校においては、卒業することは労働生活、社会生活に直結します。社会への巣立ちを目前にした現実的な労働基本権や生存権の学習がまさに「社会とのかかわり」であり、その社会において自分の身を守るために必要な「協同」、つながりを学ぶ場として「総学」を位置づけることが可能なのではないのでしょうか。